

国基準相当型訪問サービス

令和6年4月適用 墨田区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1月に つき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		2,349単位		
A2	1321	訪問型独自サービス13		3,727単位		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)週1回程度の場合	12単位減算	-12	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		23単位減算	-23	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		37単位減算	-37	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	-10	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	-15	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上以上の場合	所定単位数の 12% 減算	-12	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	15	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	10	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	5	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1回に つき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算	1月に つき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 55/1000 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の 42/1000 加算
A2	6281	訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	チ 介護職員等スペースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	24	

国基準相当型訪問サービス 日割計算用サービスコード（契約期間が1月に満たない場合）

令和6年4月適用 墨田区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数 数を定める場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	日割計算 の場合 ÷30.4日	39	1日に つき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位		77	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123単位		123	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	1週当たりの標準的な回数 を定める場合	(1)週1回程度の場合	1単位減算		-1	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)週2回程度の場合	1単位減算		-1	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(2)週2回を超える程度の場合	1単位減算		-1	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			15	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			10	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			5	